

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成18年12月1日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ベル開発

イ 株式会社ベルセンター

ウ 金ヶ崎本宮商業組合

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 金ヶ崎ショッピングプラザ 胆沢郡金ヶ崎町西根本宮後15ほか

(3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成18年11月1日

(5) 変更の理由 小売業者の入替えのため

2 届出年月日 平成18年11月17日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び金ヶ崎町役場